

部活動を理由とした指定学校変更申請にあたっての注意事項について

名護市教育委員会

本来入学すべき指定中学校や、希望する部活動のある中学校での部活動の状況、通学するうえでの安全な経路などをよく確かめ、以下の注意事項を読み、よく考えてから申請するようにして下さい。

1. 部活動を理由とした指定学校変更の許可を受けて中学校に入学した後に、正当な理由なく希望した部活動に入部しない、あるいは正当な理由なく退部した場合には、申請の理由が虚偽であったものとみなし、許可を取り消し、本来入学すべき指定中学校へただちに転校することになりますので、ご注意下さい。（※教育委員会が定期的に調査します。）
2. 部活動を理由とした申請は原則1回のみ可能です。但し、次の事情が生じた場合には教育委員会へご相談下さい。
 - ①学校の諸事情によって、入学までの間または入学後の在学中に廃部となり、本来の指定中学校や同じ部活動のある他の中学校への変更を希望する場合。
 - ②希望していた部活動が、本来入学すべき指定中学校に創設され、その中学校への就学（転入）を希望する場合。（※各学校の状況は各自でご確認下さい。）